

平成22年(行ウ)第21号 公金支出金返還請求事件
原告 渋谷登美子 外2名
被告 嵐山町長 岩澤 勝

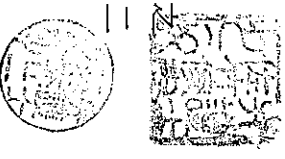
準備書面(1)

平成23年2月16日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐 竹 俊 伸
弁護士 太 田 二



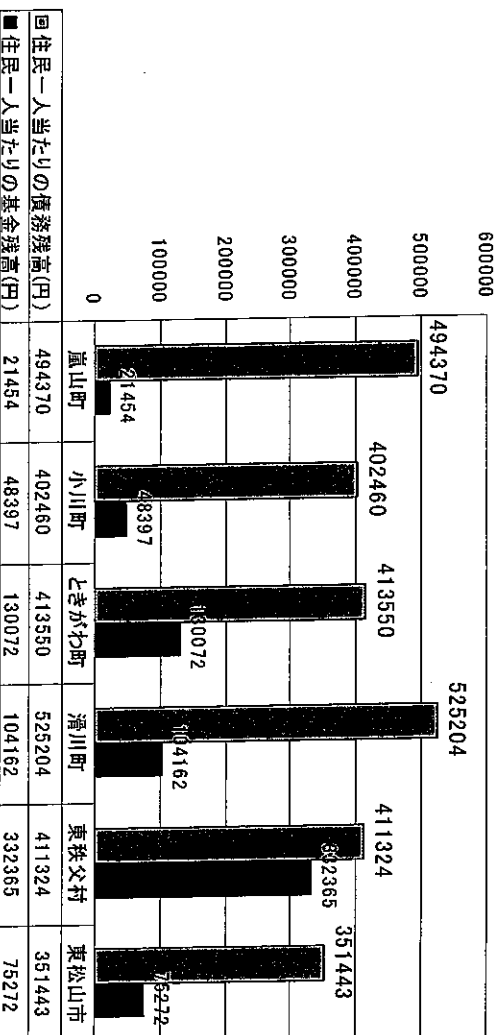
第1 答弁書中、訴状のうちの誤記の指摘に対する認否

- 1、 答弁書p2(2)中の④中のエの件費の誤記については認める。
- 2、 答弁書p2(2)の⑤表中のH19年の誤記については認める。
- 3、 答弁書(2)の⑤表中のH16の雑収入の4、役員会費欄67000、役務費欄4960、会長交際費20000、合計欄2188793、は、甲第21号証よりの転記であり、間違っていないため、誤記である根拠を示すことを求める。H16の差し引き残高についての認否は、その後行う。
- 4、 同p3、②中、アの第5回定期大会の誤記は認める。
- 5、 同p3、②中、ウの5月27日、7月23日については、行政に対する交渉ではないことは認めるが、10月29日については、甲第27号証より、人権政策埼玉県知事要請行動であるため、行政との交渉ではないはず、被告準備書面7Pの(3)にもそのように記されている。
- 6、 同p3、③について諸収入の誤記、合計欄の誤記については認める。差し引き残高の24519の誤記については認めるが、24559ではなく、24556である。
- 7、 同p3、⑥中の誤記については認める。
- 8、 同別紙、表6は、平成20年度埼玉県庁統計情報のうち、100万円単位で四捨五入したものであるが、滑川町の水道会計の債務残高を転記していないミスがあった。表7についての記載ミスを認める。なお、表7は被告の裁量権の逸脱を証明するものの一つであり、嵐山町の財政状況による補助金交付是非の判断基準に関わる資料である。嵐山町は

近隣市町村との比較では、財政状況が最も悪いが、その認識がなく、被告は裁量権を逸脱し、訴外松本美子議員（以下、訴外松本という。）が代表である部落解放同盟嵐山支部ならびに訴外安藤欣男議員（以下、訴外安藤という。）が代表である嵐土連に、公益性も必要性もない補助金を交付しているのである。

表7の誤記である東秩父村の-13%、市町村平均のH19年とH20年の差については-8.7%である。嵐山の町公債費依存度は埼玉県市町村の平均より3.9%高く、将来負担比率は31.9%高く、被告は逼迫財政を承知して予算策定を行わねばならないが、裁量権の濫用によって、議員である訴外安藤、訴外松本に迎合し、2団体に対し公益上の必要性を拡大し、大盤振る舞いの補助金交付を行い、又、訴外安藤、訴外松本共の所属団体の既得権を保守している。そのような裁量権の濫用により、グラフ1（訂正）のとおり、嵐山町財政は、住民一人当たりの基金残高と債務残高の差は-472,916円であり、近隣市町村のなかで、最も逼迫している。

グラフ1（訂正）比企郡市町村住民一人当たり債務残高と基金（平成20年度）



第2、答弁書第2の6について

監査会議録平成22年6月11日（甲196）より、監査委員2名とも除斥となり、嵐土連について監査はできない旨を決定したと記してあるが、原告らにその通知はない。6月17日の午前中の意見陳述においてもそのことについて通知されていない。安藤欣男議会選出監査委員の除斥について通知はあったが、監査不能の通知はされておらず、意見陳述においても、監査不能については知ら

されず、監査結果においても、監査不能であったことは記されていない。嵐山町議員の政治倫理の欠如により議会選出監査委員に就任したこと、さらに代表監査委員が補助金団体の監事に就任しており監査不能を招いたのである。それにもかかわらず監査不能の決定を原告らに知らせず放置することは、法 242 条の 2 の趣旨である「監査請求は、訴訟前置のみならず、監査審査において違法性が治癒されること」、又、「監査不能であるなら直接訴訟提起できる」原告らの自治体財政の是正を求める権利を否定している。監査委員会の担当課は総務課である。監査事務局局長は安藤實総務課長であり、第 3 の 3 に記している嵐山町補助金等適正化委員会の構成委員 5 名のうちの一人である。被告及び被告職員ら・監査委員ら（嵐山連役員）は馴れ合いで監査事務を行い、住民の自治体財政の適正な運営を求める権利の冒涇がはなはだしく不当である。

第 3、被告準備書面（1）の第 1、嵐山町の補助金事務についての反論

1、法 232 条の 2 の補助金の公益上必要であるか否かの判断基準

法 232 条の 2 は、地方公共団体は公益上必要がある場合でなければ補助金を交付できないと規定し、補助金行政の限界を明らかにしている。「公益上必要であるかどうか」の判断は、客観的に羈束された行為であり、いわゆる自由裁量行為ではない。補助金交付について、その公益上必要であるか否かの判断基準が明確でなければならぬ。

公益上の判断基準として、広島高判平成 13.5.29 では、当該補助金交付の目的、趣旨、効用、経緯、補助の対象となる事業の目的、性質、状況、当該地方公共団体の財政の規模、状況、議会の対応、地方財政にかかる諸規定の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要と記している。

学説としては、安本典夫教授の公益上の必要性の判断基準が、基本法コンメンタル地方自治法第 4 版 P258 に紹介されている。下記に引用する。

「補助金は一般的には公財政資金の負担を伴い、受ける者とそうでない者との公平が問題となり、しかも私企業の自己責任に基づく公正かつ自由な競争秩序と何らかの程度において対立関係にたつ」から、「そのような犠牲を償うに足りるものでなければならぬ」としつつ、「公益上必要」の判断基準を「①補助金支出の目的、趣旨、②他の行政支出の目的との関連での当該補助金の目的の重要性、緊急性、③補助が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか、④補助金を受ける個人または団体の性格（団体の場合には、目的・構成員・役員等の状況）、活動状況、⑤他の用途に流用される危険がないか、⑥支出手続き、事後の検査体制等がきちんとしているか、⑦目的違反、動機の不正、平等原則違反、比例原則違反（当該目的と補助の程度、補助を受けた者に期待する行動と補助の程度）」など、裁量権の濫用・逸脱にならないかと整理している。

したがって、嵐土連に平成 21 年度分として交付した 745,000 円、平成 22 年度分として交付した 745,000 円、部落解放同盟嵐山支部に平成 21 年度分として交付した 690,000 円、平成 22 年度分として交付した 690,000 円について、公益上の必要性についての判断基準を明確にしなければならず、それぞれの各団体補助金の「公益上の必要」の判断が被告の裁量権の逸脱・濫用で恣意的な解釈であることについて仔細に述べる。

2、 被告の嵐山町団体補助交付要綱の解釈の不合理について

(1) 補助金交付の公平性について

前記安本典夫教授の学説の通り、補助金は受ける者とそうでない者の公平性が問題になり、受ける者は受けない者の犠牲のもとに補助金交付されているものであるから、その犠牲を償うだけの補助金の趣旨・効果についての客観的な判断があつてこそ、補助金は公益上の必要性により交付されるものである。

被告は、団体補助金は、被告が団体を団体補助要綱上の公益性のある団体と認定し、予算の範囲内で補助金を交付するものであり、団体のそれぞれの事業に対して交付するものではないと主張する。

しかし、公益性のある団体と認定することと、法律上の公益上の必要性による補助金交付とは異なるものである。被告が公益性のある団体と認めたから、予算の範囲内で補助金交付を行うという論理は、公益性のある団体であつても補助金交付団体と認定されない場合についての説明を不可能にするし、団体補助金を受ける利益は補助金交付を受けない犠牲性に対し、補助金交付の緊急性や重要性があるか否かについての検討を不要とするものであつて、団体に対する補助金交付が適正であることの根拠にはなり得ない。

さらに、被告の「公益上の必要性の判断」は、嵐山町副町長、教育長、会計管理者、総務課長、政策経営課長が構成する補助金適正化委員会ですその補助金の適正か否かについて審査して予算に組み込み、議決されているので適正というものである。補助金等適正委員会が判断したから公益性必要性が認められるという理屈は、同語反復的でおよそ理屈になつていない。当該委員会は単なる行政官の集まり(一部署)であり、公共性や客観性を代表するような第三者機関ではない。また、当該委員会の委員は町の要職につく職員であり、町議会議員と日常密接な関係を有する立場にある。本件のように、補助金を申請する団体の代表者が議決権のある町議会議員の場合や、補助金団体代表や監事が嵐山町の監査委員である場合など、委員会の構成から、委員会が決定したから適正などとは到底言い得ないものである。補助金の公益上の必要性があるか否かは、地方自治法の趣旨に沿つて、前記高裁判決などの評価基準を参考に、きちんと評価しなければならない。

(2) 交付要綱第2条、第8条について

交付要綱第2条は、「補助の対象となる団体及び事業は別表のとおりとする」と定め、交付要綱第8条には「補助対象団体は、補助事業に係る収入および支出等を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない」と定めている。この定めより、団体補助金の補助対象事業は、交付要綱別表に定める事業であるとしか解釈できないし、法令上の公共性必要性の限定を満たそうとしているのである。いくら公共性のある事業を行う団体であっても酒食に使われる懇親費を公費で補助しようとは、被告も考えないであろう。

しかし、被告は、交付要綱の別表の団体名と事業は、補助金交付対象事業に限定したものではなく、別表の事業の列は補助団体が行っている主な事業を例示したものにすぎず、他の使途に補助金を支出しても、補助金交付は、公益上必要なものであると主張し、交付要綱第2条の定めを無視することができるという論理を展開している。これが要綱違反であることは明らかである。

交付要綱は、内部規定であり法令ではない。被告が公益性の高い団体と認定した団体に交付する補助金は、補助金の使途が事業目的に合致しているか否かには関係なく、使途を限定せずに使ってよいとの主張は、交付補助金を遊興費や会員に個人分配する不正があつても、「行政に協力し、これを推進する団体」を維持するためであるから、補助目的に反していないといっているに等しい。交付要綱に定める団体は、被告が公益性を認め、補助金等適正化委員会で適正と思われる額を予算案に計上し、議決されたので、どのような使途に補助金が使われても恣意性の強い補助金交付ではないと主張しているのである。

訴状で言及したとおり、交付要綱の別表に記す他団体のほとんどの交付補助金については、交付要綱第2条に関する別表の事業に使われていると判断できる決算報告と事業報告が提出されていた。(別表2ならびに甲61～甲114)。

しかし、補助金が交付されるようになって28年経過した嵐土連ならびに補助金交付がされるようになって36年経過した部落解放同盟嵐山支部への交付した補助金は被告反論のとおり、交付要綱に定める事業以外にも支出することができるの考え方に基づき釈明せざるをえないほど、補助金使途が補助金交付の目的とかけ離れたものとなっており、交付要綱の定めを無視し、自治法の定めを無視しないと合理性が確保できないものである。

被告主張の通り、別表の団体名の事業の列は、補助金交付の対象事業ではなくその団体の主たる事業を列記してあるということであるならば、その団体の主たる事業は、本来の事業とは異なる団体がでてくる。愛育グループアクションキッズ(甲64)は、乳幼児の母子の友だち作りの場であるが、妊産婦・乳幼児の声かけ運動・乳幼児相談・健診等補助が主たる事業になり、駒王太鼓愛好会(甲78)は、駒王太鼓を演奏することではなく、大会に参加することと後継者育成

が主な事業になり、同様に太鼓会嵐（甲 79）も、こどもが太鼓の演奏を修練することより、大会に参加することと後継者育成と青少年の健全育成が主な事業になる。又、PTA 連絡協議会（甲 86）は、各学校 PTA が互い情報交換をして PTA 活動することが主だが、視察研修と球技大会が主な事業になる。本件の部落解放同盟嵐山支部は、各種研修会・大会及び集会参加がその主たる事業になり、同和問題の解決のために活動する本来の目的から離れる。同様に土地改良団体連絡協議会は、組合費徴収のための事務の共同処理が事業経費の半分以上を占めるが、研修と事業促進活動が主たる事業になる。

3、自主団体に対する補助金の趣旨について

被告は、補助金対象団体が行政の仕事を肩代わりし、本来行政が行うと経費負担が大きくなることを根拠に、使途は問わない団体補助の正当性を主張する。しかしながら、この論拠には二つの面で大きな陥穽もしくは誤謬がある。

まず、補助金を受ける団体はあくまで民間の自主団体であって、公益的な事業とともに収益的な事業や（構成員相互の）公益的な事業も行っている。団体の活動方針は団体が自主的に決するのであって、決して行政の下請け的作業を目的にして結成されているのではない。たまたま行政目的と一致する場合（事業）がありそれが公共性に合致するからこそ、補助金が特定の公共性のある事業に許容されるだけであって、団体そのものが行政の下請け機関ではないのである。

逆に考えると、補助事業とはいえ行政が個別事業の仕方に指示命令できるものではない。公共事業はあまねくその組織構成員である市民や国民に対して差別することなく偏頗に偏ることなく行われなければならないが、民間団体の補助事業はその担保がないのである。ゆえに毎年の事業報告や決算の徴収を求め、事後チェックを行っているが、実際の事業についての公平性や公共性については、あくまで補助金支給の可否という枠内にとどまり、その団体が実際に公共性のある事業を全住民や国民に保証しているわけではない。この点が、法令上義務付けられている行政の行う公共事業とは大きな差があるのである。

ゆえに、団体の行為が行政の下請け補完ゆえに、補助事業の特定や費用に関係なく、団体維持のための補助金は許されるという被告の論は、根底から誤っている。

4、嵐山町補助金等適正化委員会の検討事項と法 232 条の 2 について

(1) 補助金等適正化委員会の主な目的

補助金適正化委員会は、次年度予算策定のため毎年 1 月～2 月上旬に開催している。副町長、教育長、会計管理者、総務課長、政策経営課長の 5 名より組織されている。内部審査であり、平成 21 年度の会議資料は補助金交付団体の一覽

および、H20 年度補助額、H21 年度補助額、繰越額、H22 年度補助金予定額、22 年度補助金決定額が資料として提供されているのみで、指導要綱第 4 条の補助対象団体の事業計画書及び予算書、規則第 7 条の実績報告書は、会議資料として添付されておらず、各団体への補助金の効果については評価されていない。(甲 118)

補助金等適正化委員会の事務局である嵐山町政策経営課においては、団体補助金の一部が法 232 条の 2 に抵触することを認識し、改善をはかるべく、見直し案を提案しているが、協議が進んでいない。

したがって、被告反論の「適正化委員会審査がされているので、嵐土連ならびに部落解放同盟嵐山支部への補助金は公益性が認められている」との主張は事実とは異なる。

(2) 平成 18 年度の補助金等適正化委員会の協議

平成 18 年度の嵐山町補助金等適正化委員会 (平成 19 年 2 月 2 日) の会議録では、補助金の見直しの方向性について検討され、方向として平成 19 年度は見直しについて内容を検討し、平成 20 年度は住民による検討会の組織作りを行い、平成 21 年度当初予算に反映していくことが検討されている。(甲 115)

その補助金の見直しの方向について(素案)においては、課題として①補助の長期化による既得権化、②交付団体の自立、③補助金執行の適正化、④新規の団体の確保が項目として掲げられている。見直しの基本的な考え方として①公募方式の採用、②事業費を対象に補助、③補助対象経費の明確化、④補助金の終期の設定、⑤補助限度額、⑥補助事業の情報公開を掲げている。補助対象とならない経費として、①補助の程度は必要最低限のものにする、②団体運営費補助金には懇親会、親睦会や飲食を伴う会議費、研修・視察費、慶弔費、食糧費(会議におけるお茶代はのぞく)、基金積立金は対象にしない、③補助率等として、補助対象経費の 2 分の 1 以下とし、資産形成につながる補助金の補助額は 3 分の 1 以下とする。事業補助金のうち当該事業が行政の責任の範囲であり補助率の設定になじまないとみとめられるものは別途定める額とする (特別団体扱い 11 団体)。

「補助金の見直しの方向についての素案」のとおり、補助金適正化委員会事務局では、団体補助金が法 232 条の 2 項に抵触するものがあることを認識している。しかし、被告が設置した補助金適正化委員会においてはその見直しが進んでいない。

(3) 平成 19 年度の補助金等適正化委員会の協議

平成 19 年度の補助金適正化委員会 (平成 20 年 1 月 9 日開催) では個々の団体の補助金額について予算額についての反映が検討されている。補助金の見直しについては、平成 20 年度中に関係各課と協議し見直しを行い、平成 21 年度当初予算に反映すること、見直しの素案、スケジュール、基準シートは関係各

課と協議し検討することが記録されている(甲116)。

(4) 平成20年度の補助金等適正化委員会の協議
平成20年度の補助金適正化委員会(平成21年1月26日開催)においては、団体補助金の見直しについて、嵐山町団体補助金検討委員会の報告書をもとに、平成21年度中に見直しを行い、平成22年度に反映させること、制度移行に伴う関係各課、各団体に説明会を開催することが協議され、平成21年度団体補助金について検討されている(甲117)。

(5) 平成21年度の補助金適正化委員会の協議
平成21年度の補助金等適正化委員会(平成22年1月20日開催)においては、平成22年度についても団体補助金の見直しはおこなわないことが協議され、嵐山町団体補助金検討委員会報告書の反映は平成23年度にもすべて実現することが難しいことが協議されている(甲118)。平成22年度については1月8日現在開催されていない。

(6) 補助金等適正化委員会の協議について
平成18年度から21年度までの補助金等適正化委員会会議録では、補助金適正化委員会では、団体補助金に対して、個々の団体補助金の効果、実績評価の検討はなく、次年度の前算額についての検討のみである。平成18年度には平成21年度団体補助金見直しを予定としたが、平成22年度についても、見直しがすすまない事実がある。

5、嵐土連への補助金交付について

(1) 嵐土連の構成団体の環境保全事業について
嵐土連の構成団体は、嵐山北部土地改良区(甲119)・嵐山南部土地改良区(甲120)、嵐山中部土地改良区(甲121)、北田土地改良組合(甲122)、遠山土地改良組合、勝田土地改良組合、千手堂土地改良組合、馬内土地改良組合、志賀土地改良組合、杉山越畑改良組合の4改良区、6改良組合から構成されている。

被告の反論3における土地改良区等の公益性については認めるが、各土地改良区等はそれぞれ、後期のように農地・水・環境保全向上対策の共同活動支援金を得て、排水路の整備、町道の路肩の除草、ゴミ拾い等を、土地改良区等と地域住民で行い、そのほか他に補助金事業も活用して地域の環境保全をおこなっている。平成21年度は農地・水・環境保全向上対策の共同活動支援金の負担割合は、市町村4分の1、埼玉県4分の1、国2分の1で、平成22年度嵐山町分については総額4,260,000円でそのうち嵐山町の共同活動支援金負担分は1,065,000円である(甲123,124)。嵐山町は土地改良区等が実施主体となり8地区が農地・水・環境保全向上対策共同活動支援金を交付申請している(甲125,126)。各地区は平成21年度については実施状況報

告書を年度末に被告に提出している。(甲 127～134)

農地・水・環境保全向上対策以外の事業も農地環境保全補助金を活用しながら、水田等の環境管理を行っているのである。

上記のように被告の反論は嵐土連への補助金について述べているのではなく、個別各土地改良区等で行う農地・水・環境保全向上対策事業や他の環境保全にかかる補助金事業について述べている。土地改良区等の公益上重要な事業の一つである環境整備は、農地・水・環境保全向上対策共同活動支援金やその他の補助金等を活用して行われており、嵐土連の補助金は活用されていない。

(2) 嵐土連の事業に対する補助金のありかた

被告の反論は、嵐土連の主たる事業の一つは土地改良区等の組合員からの賦課徴収事務を、臨時職員を雇用して共同処理するもので、その臨時職員の賃金を考慮して補助金を交付しているものであり、原告らは、事業促進費を狭義に解釈しており、原告の主張の事業促進費である嵐土連への補助金は予算額を大幅に上回っているものではないというものである。

甲 119 から甲 134 の情報公開された文書より、各団体の書式が同一であること、各団体の総会資料、補助金申請書、補助金効果の報告書等は、嵐土連で雇用している事務員の仕事であると推測できる。土地改良区等は、個々に補助金申請文書や補助金の報告書等を提出する事務作業の時間をとることが難しいために、事務員を雇用し、その事務員の人件費の一部を補助することが、嵐山町職員が土地改良区等に代わって各種申請書や報告書を提出するよりも、賃金を低く抑え効果的であるというのが、被告準備書面(1)の第1の3から読める趣旨である。甲 115号証の「担当課に繰越金を確認したところ、平成19年度は新たに依頼する事業があるために減額は難しいとのことであった。平成18年度と同額とする」の一文より、平成19年度から水・農地・環境保全向上対策事業がはじまり、その申請書等の事務を嵐土連が行うということが推測できる。甲 116号証より、「事務職員賃金の増額により984,000円とする」の一文より嵐土連への補助金は事務員の賃金の一部として補助をすることが嵐土連と嵐山町の長年の約束事であると推測される。

被告は「土地改良区等の運営に要する経費は土地改良区等の組合員から徴収する賦課金等で運営しているものであるが、この賦課金の賦課徴収事務をそれぞれの土地改良区で行うと業務が煩雑・不効率になるため臨時職員を置き、その臨時職員を雇用する費用も考慮して団体補助金を交付している」というのであるが、これは誤りである。土地改良区の総会資料より、北部土地改良区の総会資料(甲 119) 議案第6号よりの賦課徴収事務、南部土地改良区の総会資料(甲 120) 議案第5号、中部土地改良区の総会資料(甲 121) 議案第5号、北田土地改良区(甲 122) の議案第5号より、賦課徴収の事務手続

きは毎年のことであり、組合員の田畑の面積は年中変更することではなく簡単な修正を行えばよいため、各土地改良区で行うのは煩雑であったとしても、嵐土連で共同処理することを手続き化すれば合理化される。嵐土連の事業促進活動に補助金交付する趣旨は、補助金の効果のもとに事業の合理化を進め、各土地改良区等の連繫をスムーズにすることを目的とし、その結果補助金を交付することを終結しなくてはならないものである。補助金交付の効果があり、合理化したので、補助金交付の目的は達しているのである。

嵐山町の土地改良事業は完了し、現在は維持管理が中心になっている事業であるため、平成19年度からの人件費は、土地改良区等の賦課徴収金でまかなえている。交付要綱で、補助交付対象を研修、事業促進活動と定めているにもかかわらず、原告らの補助交付対象の事業促進活動の解釈は狭義過ぎるという反論、被告の論理破綻した反論は、本来の補助金交付目的を達成しているにもかかわらず、補助金額の見直しをせず、長年嵐土連からの申請によって交付を繰り返している結果であり、事業促進活動のために補助金交付を続けるのであるならば、被告は嵐土連の事業活動について評価しなければならぬ。

しかし、被告は、嵐土連は公益性がある団体であるから補助金交付するものであるとして補助金交付の既得権化を認めているので、研修のために視察に行くことに加えて、親睦のために温泉にいったり酒宴を開き遊興することも、各土地改良区等組合員の慶弔費の支出についても団体補助金事業の対象となる公金流用の馴れ合いを放任しているのである。

5、部落解放同盟嵐山支部会計の支出不明

被告は部落解放同盟嵐山支部は、町の行政に協力しこれを推進する団体であるので公益性の強い団体であるという。

部落解放同盟嵐山支部補助金の収入は明確であるが、支出は不明である。被告は、被告準備書面(1)第1の4において平成21年度の補助金を活用した部落解放同盟嵐山支部の主な事業をしるしているが、主な事業による収支報告には触れていないも同然である。

団体がどのような公益的活動をしていたとしても、それに対して補助金が適正に使用され支出されていなければ、「公益上必要な」補助金には該当しないことは当然である。被告は、法令に違反し何ら支出のチェックを行っていない。

下記に部落解放同盟嵐山支部の2009年度の収支と事業報告(甲28)と関連で支出について原告らが精査した結果を記す。当然ながら推測の部分も多くなるが、それにしても不透明な支出が多く、支出が不明である場合、補助金の効果は不明である。今後部落解放同盟嵐山支部が訴訟参加すれば、その

使途につき明確になるのであるうが、それにしても何ら支出が明確になつていない団体への継続的かつ優遇的な補助を継続してきたことについての、報告の責任は大きい。

(1) 部落解放同盟嵐山支部の収入は、7世帯の会費3万5千円と嵐山町補助金69万円と繰越金6,328円と利息38円である。
部落解放同盟埼玉県連合会の規約によると、部落解放同盟埼玉県連合会の会費は1世帯1年間5,000円であるので、嵐山支部で徴収した会費35,000円は補助金が納付金に回されない限り埼玉県連合会に納付されると推定される(甲135)。

(2) 会議費については6,894円で、町立吉田集会所の使用料は無料であるため、会場費は支出されておらず、年5回開催された会議の資料コピー代とお茶代と考えるとして、会員世帯が7世帯では、若干高額とは思われるが妥当な範囲といえる。

(4) 旅費は66,000円である。

嵐山町職員の派遣要請等より、部落解放同盟嵐山支部が参加した宿泊研修等については嵐山町職員が参加した宿泊研修と同じものであると推定する。以下、活動報告より推定される旅費(公共交通)をみる。

なお、比企地区住民の会の会計報告では団体は参加しておらず個人参加であるため、活動報告に比企地区住民の会に参加したと記してあつても、部落解放同盟嵐山支部の活動とは認められないので省いた。

表1 2009年度活動報告での公共交通を活用した場合の旅費

4月11日	行田教育センター	武蔵嵐山～行田	2080円×?人
4月25日	熊谷市人権同和センター	武蔵嵐山～熊谷	1720円×?人
5月13日	野田集会所	武蔵嵐山～東松山	380円×?人
5月22日	狭山中央集会	武蔵嵐山～日比谷公園	1680円×?人
5月27日	東松山市市民活動センター	武蔵嵐山～東松山	380円×?人
5月28日	さいたま市	武蔵嵐山～浦和	1560円×?人
6月20日	熊谷市人権同和センター	武蔵嵐山～熊谷	1720円×?人
6月25・26日	群馬県伊香保温泉	武蔵嵐山～草津町	7620×?人
7月13・14日	群馬県伊香保温泉	武蔵嵐山～伊香保温泉	5840円×?人
8月10日	野田集会所	武蔵嵐山～東松山	380円×?人
8月26日	人権同和センター	武蔵嵐山～熊谷	1720円×?人
9月6日	人権同和センター	武蔵嵐山～熊谷	1720円×?人
9月15日	狭山中央集会	武蔵嵐山～日比谷公園	1680円×?人
9月26日	人権同和センター	武蔵嵐山～熊谷	1720円×?人
10月2日	行田教育センター	武蔵嵐山～行田	2080円×?人

10月14日	東松山市市民活動センター	武蔵嵐山～東松山	380円×?人
10月29日	さいたま市	武蔵嵐山～浦和	1560円×?人
11月4日	野田集会所	武蔵嵐山～東松山	380円×?人
11月17日	東松山市市民活動センター	武蔵嵐山～東松山	380円×?人
11月28日	東松山市市民活動センター	武蔵嵐山～東松山	380円×?人
1月12日	熊谷市	武蔵嵐山～熊谷	1720円×?人
1月22・23日	群馬県伊香保温泉	武蔵嵐山～伊香保温泉	5840円×?人
2月6日	人権同和センター	武蔵嵐山～熊谷	1720円×?人
2月7日	行田教育センター	武蔵嵐山～行田	2080円×?人
2月11日	野田集会所	武蔵嵐山～東松山	380円×?人
3月24日	吉見町	武蔵嵐山～東松山	380円×?人
3月27日	人権同和センター	武蔵嵐山～熊谷	1720円×?人

公共交通を利用し、参加者が一人の場合は、交通費は50880円になる。7世帯の会員であるため、複数が参加している場合も推測できる。しかし、現実には、嵐山町吉田は武蔵嵐山駅から6km以上離れており、渋滞・駐車場不足が予測される都心以外はすべて自動車で移動していると考えられる。したがって、武蔵嵐山駅から熊谷駅までの旅費往復1720円、武蔵嵐山駅から行田駅までの往復旅費2080円は現実的な金額ではない。嵐山町吉田から熊谷市にある部落解放同盟埼玉県連合会の事務所は15km程度なので、事実上の旅費については、ガソリン使用量などに対する支払いの基準は明確でなく旅費は不明である。

(2) 需用費 106,858円について

部落解放同盟埼玉県連合会規約第8条によると、会費ならびに新聞代を完納した会員数によって支部から大会代議員を選出するとなっている。(甲135)。そのため、需用費のうちの新聞代は、訴外松本らの会員が大会代議員になるために必要なものであるといえる(甲135)。しかし、需用費のうちの新聞代については、年間購読費2900円で購読部数は不明であるが、会員個人が毎月購読すべき部落解放同盟の月2回配布の新聞を、嵐山町補助金で購読し、大会代議員の権利を獲得することは適正な支出とはいえず、公益上の必要性はない。

需用費のうち106,358円のうち年間2900円の新聞購読費を差し引いた金額が、消耗品、書籍として支出されたこととなる。

消耗品は、部落解放同盟嵐山支部の会計より、訴外松本が講師を務めた健康ダンス教室の舞台発表の際に必要な衣装代等に使用されたことを予測し、調査したが、健康ダンス教室の舞台発表に必要な衣装代等すべては、嵐山町教育委員会の人権教育費で支出されている(甲164)。ミシン、布、米・

いちごなどの食材のほか、CD、写真プリント費、井代、書初め用画せん紙、3畳ホットカーペット購入に支出されている。

嵐山町サマーキャンプでの食糧等に部落解放同盟嵐山支部の需用費が使われていることも予測したが、参加者負担金 2,000 円以外は、嵐山町生涯学習課の需用費で支出されている（甲 145 の 2～5、164）。部落解放同盟嵐山支部の事業の多くは、自治体等が開催する事業に参加するものであるため必要経費は嵐山町が支出している。被告主張の吉田集会所事業（甲 165）は、嵐山町事業の人権教育推進事業のうちの町立吉田集会所ふれあい講座・ふれあい塾のことであるため、必要な経費は嵐山町が支出している。したがって部落解放同盟嵐山支部の決算、需用費による消耗品支出の明細は、推定できない。

需用費は予算額が 30,000 円であるが、決算額は 106,358 円である。

決算額が予算額を大幅に上回るその理由は、2010 年 6 月の監査請求の陳述において、原告らが部落解放同盟嵐山支部の事業報告は部落解放同盟埼玉県連合会のものであり、部落解放同盟嵐山支部の事業計画は部落解放同盟埼玉県連合会のものであるため、部落解放同盟嵐山支部はどのような事業を実際に行っていたか不明であることを指摘したため、被告において「事業報告は、嵐山支部の事業報告を提出する」指導をしたものと思われる。その結果、2009 年度に嵐山支部の事業報告がでてきた。証拠資料も必要であるため、2009 年度の事業報告の体裁を整えるため、消耗品など集めやすい領収書を活用して決算書を粉飾した疑いがある。2004 年から 2008 年（甲 34～38）の需用費の欄に記した金額とは異なり、2009 年度は 2008 年度と比較すると 74,542 円の増額にせざるを得なかったと推測する。

(4) 負担金 251,300 円について

負担金の説明欄には、県部等・負担金と記してある。部落解放同盟埼玉県連合会規約第 6 条によると 5 世帯以上の会員をもって組織されて支部と認められる。部落解放同盟規約第 28 条において、会費は大会の決定に従い支部長が集め、本部に納入すると定められている（甲 135、169）。支出のうち負担金 251,000 円のうち、35,000 円が部落解放同盟埼玉県連合会の負担金であると推測できる。

部落解放同盟埼玉県連合会規約第 14 条（甲 135、甲 169）より、県委員会は予算に定めていない特別会計への支出を決定することができることと定められているが、会費のほかには各支部から負担金を求めることは定めていない。そのため、会費以外の負担金を部落解放同盟埼玉県連合会に支出しているか否かは不明である。負担金の科目のうち、部落解放同盟埼玉県連合会の会費を差し引いた 216,300 円は比企郡市協議会に支出したものであるとしか

推測できない。

しかし、平成 21 年度の部落解放同盟埼玉県連合会比企郡市協議会決算書(甲 170 の 6)によれば、収入のうちの会費は 220,000 円である。東松山支部・吉見支部・嵐山支部が構成支部であるため、嵐山支部決算書が適正であるとするれば、嵐山支部が比企郡市協議会のほとんどの会費を負担していることとなるが通常はありえないので、支出のうちの負担金は適正なものかどうか不明である。負担金についても、2004 年度から 2008 年度の負担金との差があり、2008 年度と比較すると 2009 年度は 31,700 円の増である。

被告は説明欄の県・郡負担金は、負担金額の一部であると反論するのであるなら、すべての負担金の支出先とその金額について調査し明らかにすることを求める。

(5) 決算書 項、事業費 292,000 円について

事業費の項 292,000 円は、科目が研修会参加活動費 187,000 円、会議参加費 105,000 円に分かれているが、科目のあり方が不明なので項で精査する。

訴状、別表 1 の 2009 年度事業より活動費、会議参加費で支出したと推定できた活動は、表 2 の通りである。

比企地区学習会、比企郡市住民の会の標記の会合は、正式名は比企地区狭山事件を考える住民の会であると考えられ、原告渋谷登美子は名前だけの幹事であるが、狭山事件を考える比企住民の会の会計報告には団体参加はなく、幹事として、訴外松本が(部落解放同盟比企郡市協議会)として役員として登録しており、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の活動とは認められないので除いた。

又、No.1 は、狭山事件市民集会在 2009 年 5 月 22 日に代々木公園で開催されており、その集会参加と考えられる。No.1 の狭山中央集会、No.4 の狭山中央緊急集会は、交通費はあるとしても、会議費・活動費等という科目に該当するものはないと推定できる。あるとしても高額な参加費を徴収されることはない。

表 2 2009 年度部落解放同盟嵐山支部の参加した活動にかかる支出の有無

No.	月日	研修会・会議	場所	支出
1	5月 22 日	狭山中央集会	日比谷	×
2	6月 25・26 日	埼玉県連合会第 57 回 夏季講座	群馬県草津町 ホテル桜井	△
3	7月 13 日 14 日	比企郡市協議会	群馬県	△
4	9月 15 日	狭山中央緊急集会	日比谷	×

5	1月12日	新年旗開き	熊谷市	△
6	1月21・22日	比企郡市協議会	群馬県渋川市伊香保町	△

(×は支出は認められないもの、△は比企郡市協議会との2重支出が疑われる)

表2のNo.2の6月25日、26日の埼玉県連合会第7回講座は、嵐山町職員と同額の参加費であるとする。参加費16,000円で、宿泊費12,000円、資料代4,000円である。参加者人数は不明であるが、仮に2名としても32,000円である(甲45)。同No.3は、嵐山町職員と同額とする。15,000円である。この会議では、新役員名簿があり、役員紹介のために参加している。2名の参加で30,000円である(甲46)。同No.5の新年旗開きについては、嵐山町職員は10,000円で参加している。被告主張の通り、旗開きへの参加者と参加費を確認しているのであるならば、帳簿を明らかにすることを求める。同No.6は比企郡市協議会の新年旗開きであるが、嵐山町職員は15,000円の負担金を支出している。これについては、宿泊部屋を確認できる表があり、嵐山町からの参加者は、2名であると考えられる。したがって、嵐山町職員と同額であれば、30,000円の負担金を支出していることになる(甲159の2)。以上のように精査していくと、事業費の実際の事業費の推定額は112,000円である。

表3 事業費の推定額

No.	日程	参加会議等	推定経費
2	6月25・26日	埼玉県連合会第7回夏季講座	32,000円
3	7月13日14日	比企郡市協議会総会	30,000円
5	1月12日	新年旗開き	20,000円
6	1月21・22日	比企郡市協議会新年旗開き	30,000円
		推定合計	112,000円

なお事業費については、決算書上は2004年度から2008年度と比較すると2009年度は100,000～200,000円以上の減額になっている。

(6) 部落解放同盟埼玉県連合会比企郡市協議会予算と嵐山支部

比企郡市協議会の2009年度決算書と、2009年度事業報告をみると、2009年度決算書では総収入額666,509円であり、そのうち会費、各支部よりの負担金は230,000円である。支出済額593,560円のうち、大会参加費として85,470円、集会費として114,320円、研修費として80,460円、会議費として53,140円、対策費として76,650円、人件費として51,820円、郡運営費として46,270円、慶弔費として50,000円、雑支出として35,430円が報告されている。事業報告では、7月13,14日の郡協総会ならびに研究集会

の開催、狭山市民集会の参加と再審に向けた取り組み、不正取得防止に向けた事前登録型本人通知制度の導入、身元調査確認根絶に向けた取り組み、市町村交渉、補助教材「部落の歴史(埼玉編)」作成、埼玉県教育集会所連絡協議会の結成、市町村交渉、比企郡市人権フェスタの開催などがある。比企郡市協議会の大会参加費、集会費、研修費等に嵐山支部の経費を加えると、大会参加費、集会費、研修費等で、比企郡市協議会の総会、新年旗開きの経費が、推定される経費よりも過大なものになる。両方の決算書に二重に計上されている疑問が生じる(甲170の6)。

比企郡市協議会の吉見支部、東松山市部の自治体からの補助金交付の額は承知していないが、比企郡市協議会は、各支部会費220,000円と各市町村よりの賛助金330,000円と繰越金が収入である。いいかえると、収入のほとんどは自治体財源である。自治体財源で嵐山支部、吉見支部、東松山市部で構成されている比企郡市協議会の総会や旗開きを、温泉地で宿泊し開催する必要はない。支出については、嵐山支部決算書と連結して推定すると虚偽ではないかとの疑問が生じる。

(7) 部落解放同盟嵐山支部への団体補助金交付の適否

原告渋谷登美子は、部落解放同盟が行政等に開催を求める事業に部落解放同盟嵐山支部から支出することを推測し、2010年7月中旬、比企郡サマーキャンプの事業の参加費一人当たり2,000円について、部落解放同盟嵐山支部から支出しているのではないか、嵐山町生涯学習課の担当者に尋ねたところ現場に同行している植木生涯学習副課長、小林主任とも、それは考えられないという返事であった。部落解放同盟嵐山支部の会員の児童と父母も参加したのか、それ以外のふれあい塾参加児童と父母が参加したのか不明だが、「部落解放同盟嵐山支部から負担金は支出されていない」というのが現場サイドの認識である。

被告は、部落解放同盟の運動に公益性があると認められるため、部落解放同盟嵐山支部が必要とする金額を予算の範囲内で部落解放同盟嵐山支部に事業を特定しないで補助金交付することは、公益に反しないという。しかし、部落解放同盟嵐山支部の事業報告書に添付された決算書の真偽が不明であり、個人分配などがないか否かのチェックすらできていない。決算書と事業報告を長年調査することなく、証拠書類等の審査もしておらず、本訴訟の前提となる監査請求の意見陳述で指摘するまでの平成20年度までは、事業報告についても嵐山支部のものではない部落解放同盟埼玉県連合会の実績報告の写しと推定できる報告書と真偽不明の決算書を形式的に提出すれば、次年度の補助金の交付申請を認め、補助金を交付する繰り返しで、団体補助金を交付されることが既得権化され

ている。

本件に関わりがないが、平成 19 年度の実績報告 P3 には、訴外松本の選挙当選の報告があり、補助金交付団体の代表の選挙費用に活用された疑問もでてくる(甲 33)。最高裁判例(最判昭 53.8.29)で、運動体の補助金交付で政策実現ための選挙費用に使われたとしても、補助金の配分が大きくなければ法 232 条の 2 に反しないという判例があるが、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の場合、決算書の真偽が不明であるため、判例趣旨に準ずることはできない。

本件に関しては平成 22 年度の団体補助金については参議院議員選挙の松岡とおる候補者の選挙運動(甲 199)に団体補助金が使われた可能性、次年度に行われる統一地方選挙への活用(甲 200)、来年 9 月の嵐山町地方議員選挙にも活用されることが疑われ、もはや部落解放同盟埼玉県連合会の運動は、深刻な貧困や DV 被害者の支援、虐待、アジア人女性と日本人男性との子の養育などの他の人権侵害の課題を解決する運動団体と比較すると、著しく公平性を欠く補助金交付である。部落解放同盟埼玉県連合会の運動は歴史的被差別であったこと存在証明を行政に啓発し既得権化することで成立しているといえ、公益性があるとしても、部落解放同盟嵐山支部への補助金交付は既得権化した補助金の負の側面である。

被告準備書面(1)の第 2、5 のとおり、部落解放同盟嵐山支部の帳簿等を確認したのであるなら、いつ、誰が、どのように確認したのか、交付要綱第 8 条による収入支出等についての平成 19 年度からの証拠書類はあったのか、証拠書類は適正なものであったのかその確認のすべてを明らかにすることを求める。

6、嵐山町政による部落解放同盟への特別待遇の状況

(1) 部落解放同盟埼玉県連合会等の市町村への要請事項

2009 年度の人権対策にかかると部落解放同盟埼玉県連合会・部落解放正統派、部落解放愛する会、嵐山町が近隣市町村と共に設置した協議会等からの嵐山町が行っている事業は原告らが情報公開請求によって公開された文書より概ね別表 3 の通りである。嵐山町は部落解放同盟埼玉県連合会、部落解放正統派、部落解放愛する会の職員派遣の要請・通知、協議会事業に義理を欠くことなく参加し、嵐山町の人権対策費の 100%は、同和対策に使われていることが平成 22 年度 9 月定例議会の決算特別委員会の質疑でわかった。

(甲 198)

H21 年度の嵐山町職員数 137 名で、担当課の総務課 14 名(うち派遣 3 名、育休 2 名)実質 9 名、生涯学習課 12 名(図書館・公民館職員含む)、

H22年度は、嵐山町職員数 142 名で、担当課の総務課 13 名（派遣 3 名含む）実質 10 名、生涯学習課 13 名（図書館・公民館職員を含む）で対応をし、多大な時間と経費を割き、他の事業への圧迫は大きい。

現在の嵐山町の人権対策と呼称している事実上の同和対策は次のように分類できる。

- ア、部落解放同盟の年 3 回に市町村交渉（甲 146、154、161、171、172、173）
 - イ、部落解放同盟の要請による大会、説明会・研修会・新年旗開き等への参加（甲 135、136、137、138、139、142、143、148、149、152、155、158、159、160、168、169、170、178、179、180、181）
 - ウ、比企郡市同和对策協議会・比企郡市人権教育推進委員会の事業である人権フェア・人権教育研究会・人権研究会の開催（甲 144、145、150、151、153、156、157、174、175、176、177、178、）
 - エ、部落解放正統派、部落解放を愛する会の研修会参加（甲 182、183、184、185、）
 - オ、部落解放同盟の要請による学校教育と社会教育の推進（甲 146、154、161、171、172）
 - カ、部落解放同盟主催の女性部文化祭への参加（甲 162）
 - キ、部落解放同盟が要請する教育集会所実践交流会への参加（甲 135、147、153、163）
 - ク、町立吉田集会所の管理・運営（甲 145、153、164、165）
 - ケ、部落解放同盟嵐山支部への補助金交付
 - コ、部落解放同盟嵐山支部の会員の要望事項の実現（甲 154、172）
- (2) 部落解放同盟埼玉県連合会の運動
- 上記イは、それぞれの別表 3 の研修会や旗開き、フォーラムなどの資料より、研修会等は①個人情報保護が保たれていないための戸籍の不正取得が差別事件になる可能性があることを防ぐ制度の構築の②同和地区出身であったことが冤罪事件の当事者になったことが大きな要因より、狭山裁判を勝ち抜き、そのための刑事司法の可視化、③学校教育に歴史的に被差別である地区があつたことを学習させること、④学校教育での差別発言があつたことより、歴史観の再認識の研修、⑤同和地区の生活状況のアンケート結果などを行政に繰り返し学習させることで、歴史的に被差別であったことから今後とも差別されるかもしれない存在証明を行政に行わせ、啓発することが目的である。
- 上記アは、イ～コを嵐山町に行わせることを要請する交渉である

嵐山町・埼玉県・比企郡市による部落解放同盟埼玉県連合会への対応は、複雑に組み入っている。行政のみが構成する比企郡市同和对策協議会（甲 174）、比企地区人権教育推進協議会（甲 144、175）、部落解放同盟外民間団体と行政で構成する部落解放・人権政策確立要求埼玉県比企地区実行委員会（甲 139、170、181）、部落解放同盟の要請による行政と部落解放同盟が構成する比企地区人権フェスティバル実行委員会（甲 140、141、148、150、151、156）、埼玉県教育集会所連絡協議会（甲 153）などそれぞれの主な経費の支出元は、埼玉県・構成市町村である。

別表 3 より部落解放同盟埼玉県連合にかかるとする事業等への職員の参加は年間 38 日になる。そのうち、宿泊研修等へは 6 回の参加である。2010 年度部落解放同盟比企支部協議会の総会は、部落解放同盟埼玉県連合会執行委員長他 7 名の会員、ときがわ町町長、滑川町教育長、民間人 4 名、関係市町村職員 16 名の参加で行われた総会であった（甲 170）。部落解放同盟比企支部協議会の新年旗開き（甲 159）は、部落解放同盟連合会書記長 1 名、狭山事件を考える住民の会 2 名、比企郡市協議会役員 6 名、行政側は 18 名である。比企郡市協議会の参加支部は、吉見支部、東松山支部、嵐山支部であるため、温泉地に宿泊し総会や旗開き等を行い、行政に参加要請する必要はない。部落解放同盟比企郡市協議会の宿泊を伴う研修等は、「行政に部落解放同盟に従うこと」を従わせる圧力をかけ、懇親することで懐柔し、確認しているといっている。

部落解放同盟嵐山支部以外の嵐山町補助金団体による研修会等への職員派遣数と比較するとこの団体への行政サービスの極端さ異常さが浮かび上がる。平成 21 年度は、嵐土連が、平成 21 年 4 月（甲 186）区長会が平成 21 年 10 月 27 日・28 日（甲 190、61）、林業研究会が平成 21 年 11 月 6 日（甲 191、68）JA 埼玉中央嵐山農産物生産組合が、平成 21 年 9 月 2 日（甲 192、90、平成 22 年 2 月 3 日・4 日（甲 193、90）、（甲 194）交通安全母の会（甲 195、62）の計 7 件である。

被告は部落解放同盟埼玉県連合会との関係に軋轢をつくらないことを人権政策にしているの、同和問題の研修等に対しての職員派遣要請を受け入れ、毎年、同様な研修会への参加を繰り返し、そのため、多大な労力と経費を支出し他の事業を圧迫している。偏頗で不平等な市政としかいようがない。

（3）市町村交渉

部落解放同盟埼玉県連合会では、平成 21 年 8 月に第 1 次市町村交渉（甲 146）、同 11 月に平成 22 年度予算要求のための第 2 次市町村交渉（甲 154）、平成 22 年 2 月（甲 161）に教育委員会交渉を行っている。平成 22 年度も同様に 8 月に第 1 次交渉（甲 171）、11 月に第 2 次交渉（甲 172）、2 月に

教育委員会交渉（甲 173）と恒例化している。嵐山町と部落解放同盟埼玉県連合会との年 3 回の交渉があることは、情報公開請求文書によって知りえた事実であり、表にでてこない部落解放同盟埼玉県連合会と嵐山町のかかわりである。市町村交渉は要請事項に応じない場合は、部落解放同盟の手法の一つである糾弾を連想させる部落解放同盟行動指針（甲 135）があり、解放新聞埼玉によって市町村交渉が糾弾的になることが報告されているものもある。毎年 3 回の交渉の繰り返しは歴史的被差別である存在証明を啓発する圧力団体としての効果があり、別表 3 で示した部落解放同盟主催の研修会等への参加要請を被告が受け入れざるを得ない状況をつくりだしている。部落解放同盟埼玉県連合会は、行政を啓発活動に参加させることが運動の主たる活動の一つであり、自治体からの経費と自治体職員派遣を要請することで、運動が成立しているといえる。しかも第 2 次交渉において部落解放同盟埼玉県連合会は団体助成金の従来どおりの継続を求め、嵐山町は「貴連合会が開催した、これまでの各種研究会、講演会、研修会などは同和問題の解決及び人権意識の向上に大きな役割を果たしてきたと認識しております。従いまして、今後も従来どおり継続してまいります。」と回答している。

1 年間の部落解放同盟埼玉県連合会が求める嵐山町施策は、人権確立というより、歴史的に被差別であったこと存在証明を啓発することであり、職員派遣要請や、学校教育へ部落解放同盟の出版による歴史読本の導入をもとめるなど人員や予算を求めており、特権的な位置づけを求める交渉であるといえる。嵐山町の人権政策は、部落解放同盟との軋轢を生じさせないように、部落解放同盟の要請事項を受け入れることであり、他の事業と比較衡量すると著しくバランスを欠いた政策を実施していること、更なる使途不明の補助金交付は特権意識を醸成する負の効果が強くなり、公益に反する。

第 2 次交渉の嵐山支部からの要望は以下のとおり身勝手なものである。
ア、訴外松本の家前から町立吉田集会所までの道路整備（甲 172 の 4）。

嵐山町はインフラ整備が遅れている区域は多くあり、道路行政に対する要望事項は多い。部落解放同盟埼玉県連合会は、寄居町の環境整備をモデルとして、同和地区の環境整備を求めている（甲 136、甲 168）。嵐山町の各地区の道路整備の順位は、各地区からの区長要望と限られた財政とを勘案して優先度を決める手続きである。本来なら地区の区長を通し行うものを部落解放同盟埼玉県連合会の交渉で優先順位の変更を求めている。

イ、町立吉田集会所を活用するために整備・備品を整えること、いす・机の整備、エアコンを換えること、カラオケのディスプレイをレーザーディスプレイ

クに変更することなど、他の地区であれば、地区住民が地区費で行う事業であるが、町立吉田集会所では町経費で整備するため、町立吉田集会所を利用できる地域の住民とそうではない住民とでは不公平な税配分を受けている。

- ウ、 町立吉田集会所の耐震診断の要望は利用者としては、安全性を求めるのは当然ではある。しかし、昭和49年に斜面地に建設された公共施設であるため耐震診断をすれば、公共施設としての建替えを余儀なくされるか閉鎖になり、部落解放同盟埼玉県連合会との軋轢が生じる。財政、急激な人口減少、町立吉田集会所の利用状況から、耐震改修や新築は過剰負担である。部落解放同盟埼玉県連合会は、嵐山町財政や人口動態にかわりなく、運動方針の実現を非公開の交渉で求め、実現しないと差別であると主張することが予測され、要望実現の是非に担当職員は苦しむと推測する。嵐山町の人権政策は部落解放同盟との軋轢を生じさせない側面が強いため、軋轢を生じる可能性の高い要望を引き伸ばし、他の町民との公平性を無視しても、支部要望や支部補助金交付要請を受け入れる状況にある。

(4) 部落解放同盟埼玉県連合会の支部補助金交付要請と嵐山町行政

2009年度の第2次市町村交渉では、支部に対しての補助金交付要請の、「部落解放同盟は、これまで各種の啓発活動に取組、同和問題及び人権問題の解決に大きな役割をはたしてきたが、近年人権運動のかわりの中で活動範囲がますます広がっている。部落解放同盟の啓発活動の推進、各種研修会・研究集会の参加、子ども会や集会所事業などの地域活動に対する団体助成金を従来どおり継続すること」に対し、被告は「貴連合会が開催したこれまでの各種研究集会、後援会、研修会などは、同和問題の解決および人権意識の向上に大きな役割を果たしてきたと認識しております。従いまして、今後も従来どおり継続してまいります」と回答している(甲154)。

2010年度の第2次交渉では「部落解放同盟は、同和問題でなく広く人権問題全体の解決のために活動を広げています。解放同盟の行う啓発活動や各種研修会・研究集会の開催・子ども会や集会所事業などに対する団体助成を従来どおり継続すること」と要請し、それに対し「予算の範囲内で継続できるように努めてまいります」と回答している(甲172)。

2010年12月定例議会において、訴外松本の一般質問において団体補助金の動向をうかがう質問があった。訴外松本は、直接的には自己の所属する団体への補助金額の質問は行っていないが、質問することに、第2次交渉に対しての回答(甲172)の実施を確認する意味があり、副町長は「繰越金の多い団体については検討する」と答え、嵐山町土地改良団体連絡協

議会については減額するが、部落解放同盟嵐山支部については減額はしないことを暗示している。

嵐山町は部落解放同盟の要請には人権政策として吉田集会所事業（甲165）、各種研修会や大会参加（2009年度については甲45,46、135～145、147から153、155から160、162,163,）町民への啓発事業を部落解放同盟嵐山支部への補助金以外の事業で経費支出している。部落解放同盟埼玉県連合会は、補助金申請により2重の要求をしているのである。しかも、部落解放同盟埼玉連合会は、嵐山支部や比企郡市協議会の会計の真否について疑いをもつことなく、市町村に補助金交付を要請している。情報公開請求によって公開された第57回定期大会議案書には第2号議案(決算報告)、第3号議案(監査報告)、第5号議案(会計予算)は添付されていない(甲135)。同様に第58回定期大会議案書にも第2号議案(決算報告)、第3号議案(監査報告)、第5号議案(会計予算)へ添付されていない。部落解放同盟が開催を要請し、多数の動員を求める人権フェスティバル(甲156など)や埼玉県人権の集い(甲157)、人権教育研究集会等(甲144)は、埼玉県、近隣市町村で構成する協議会(甲174、175)で開催され、地方公共団体は財源と労務と参加者を提供している。女性部文化祭(甲162)、教育集会所連絡協議会(甲163)の収支は不明であるが、部落解放同盟比企郡市協議会の決算書等からそれらの収入の一部は自治体の財源であることが推測できる。

部落解放同盟埼玉県連合会の「広く人権問題全体の解決のために活動を広げる」運動方針は、地方公共団体の経費や労務で実現されている。温泉地で開催されること多い各種研修会、会議等も自治体職員の参加費徴収で運営しており、部落解放同盟は行政に啓発事業をおこなうことで運動体として存続しているといえ、運動体の活動の多くに公金が投入されているにもかかわらずその運営は、公開されず不透明である。それにもかかわらず、さらに研修会や会議等に支部員が嵐山町補助金で参加できるように要請されており、本来必要とされる他の事業を犠牲にしてまで、支出する公益に反している。国・自治体の財源で行われる運動体への補助金は、緊急かつ重要な人権侵害がある場合は認められるが、もはや、部落解放同盟にかかると人権侵害を打開する緊急性があるか否かは明らかではなく、他の人権問題へ運動を拡大しているのであるなら、現実には発生している人権侵害の事象そのものへの補助金交付に切り替えることが、公益に資する。

(5) 部落解放同盟の運動を丸抱えする嵐山町の同和対策

別表3は平成21年度の嵐山町の同和対策の一部である。嵐山町は年度当初に開催される部落解放同盟埼玉県連合会年間活動計画説明会(甲136、168)に参加し、温泉地で開催されること多い各種研修会、会議、旗開き等に自治体職員が参加し、各種大会に職員・住民・企業が動員される。

嵐山町は市町村交渉を年に3回受け入れ、部落解放同盟主催の研修を受け入れ、部落解放同盟が出版した『歴史読本』を学校教育に活用することを求められている。

嵐山町議員が人権問題について質問し、時に他の議員の議会発言で、同和問題に触れると、後に訴外松本と共に部落解放同盟の役員と、町長・議長との交渉が予測される状況は、部落解放同盟と嵐山町は主従関係が出来上がっている状況に等しい。嵐山町では同和問題の解決は部落解放同盟埼玉県連合会との軋轢を回避することに徹することが暗黙の了解事項になっている。

第3、補助金交付の目的を果たした後も続く補助金の既得権化の弊害

1、嵐土連の補助金交付が公益に反すること

嵐土連は昭和59年に設立され、嵐山町役場内に事務所を設置した。昭和59年当時は、それぞれの土地改良事業の最中であり、事務は煩雑であり、事務員を雇用し共同でその事務を行うことを、行政主導で進め、人件費を補助したと考えられる。当時、団体設立と運営のために、団体補助金として、人件費が補助されたものと推測できる(甲115)。その後、嵐山町役場においても事務事業のOA化が進み、役場内に事務所を設置している嵐土連の事務も当然合理化されており、組合費の賦課徴収事務も金融機関とのオンライン化は進んでいると合理的に推定できる。事務の合理化は進んでいるが、補助金交付が既得権化し、被告ならびに土地改良団体等が、交付要綱に定めている交付事業のほか団体補助金は何に使ってもよい補助金と解釈するようになったものと推測できる。設立から26年を経過し、初期の団体運営に必要な事務費の補助は必要なく、既得権化しているために、補助金交付を見直すことが困難になっているものである。訴状の表1の誤記を訂正し、既得権化した補助金であるために、その支出が遊興費等の用途に変化していく問題点を指摘する。

表4、嵐山町土地改良団体連絡協議会の決算推移(甲21～25、甲8)

科目	h16	h17	h18	h19	h20	h21
収入						
会費	1,453,300	1,407,800	1,625,100	1,640,500	1,662,000	1,360,300
補助金(A)	784,000	784,000	745,000	745,000	745,000	745,000
雑収入	4	8	829	7,732	10,631	8,434
繰越金	405,125	494,600	460,008	1,520,224	1,810,926	1,922,151
合計	2,642,429	2,686,408	2,830,937	3,913,456	4,228,557	4,035,885
支出						
総会費	150,000	150,000	200,000	200,000	200,000	200,000
役員会費	67,000	24,000	41,580	22,768	67,180	63,920

需用費	8,694	16,622	189	17,249	82,791	95,680
役員費	4,960	0	15,000	7,000	9,470	12,230
会長交際費	20,000	10,000	20,000	25,000	100,000	63,625
使用料及び賃借料	15,120	52,500	0	0	0	0
事業推進費(B)	64,050	51,990	56,300	50,000	42,710	51,320
研修費(C)	221,748	188,623	152,905	408,718	446,700	489,449
賃金	1,611,250	1,699,500	796,750	1,368,250	1,332,800	1,248,800
保険料	25,971	33,165	27,989	3,545	24,755	18,045
予備費	0	0	0	0	0	0
合計	2,188,793	2,226,400	1,310,713	2,102,530	2,306,406	2,243,069
差引残高(収入-支出)	453,636	460,008	1,520,224	181,0926	1,922,151	1,792,816

表4は、平成16年度からの決算推移であるが、平成16年、17年度は会費のみでは、事務員の人件費はまかなえなかったが、その時点でも総会費等に150,000円支出されており、補助金は既得権化していた。平成18年度行政改革により一律減額されたが、事務員が一時的に欠員になり欠員期間の賃金と保険料が不要になり、繰越金が増えている。繰越金が増えたために支出を増やしたほうがよい状況になり、総会費を150,000円から200,000円に増額したものである。事務員に欠員があっても事業は遂行できたということである。

平成19年度決算の収入のうちの繰越金は1,520,224円であったが、平成20年度の補助金交付額が同額であったため、平成20年度にはさらに繰越金が増え、1,922,151円になった。平成18年度までは研修費は200,000円前後であったが、平成19年度408,718円となっている。繰越金が増加し、研修のあり方を従来とは異なる形にし、繰越金の増に対応したものであると思われる。土地改良区等の構成団体からも経費支出をしていた研修を、全額嵐土連の経費で支出するよう変更したか、あるいは、日帰り視察を宿泊視察に変更し、宿泊先の温泉で総会を開き、その後、総会費から懇親会の遊興の経費を支出したことが推定できる。H22年度の視察先は、埼玉県上里町であり、嵐山町から1時間程の距離であるため視察後に嵐山町に戻り、総会開催も可能である(甲187)。H21年度の視察については福島県であるため、往復8時間ほど必要であるが日帰りで行い、後日1時間ほどの総会を行うことも可能であった(甲186)。

被告ならびに嵐山町議長ないしは議長代理も参加し、被告はこの団体に町長交際費より20000円を会費として納めている(甲188)。そして議長ないしは議長代理の分も議長交際費より会費を納めている(甲189)。

行政や議員の視察での遊興費は自治体財政からは支出せず、自費で支払うことは、今では常識である。しかし、嵐土連への補助金交付を長年続け、補助金の効果を評価しないため、遊興費を嵐土連の経費で賄う負の側面が生じている。

嵐土連については、嵐土連の代表が議員であり、議員選出監査委員が嵐土連の代表であり、嵐土連の監事が嵐山町代表監査委員であることより、本訴前置である監査請求の審査が法 199 条の 2 の定めでできないほど、補助金交付の必要性の評価が不問にされており、公益性はない。

2、部落解放同盟嵐山支部への補助金交付のマイナス作用

嵐山町の同和対策の予算化がいつから始まったか不明であるが、部落解放同盟嵐山支部への補助金は昭和 49 年から始まっている。昭和 49 年当時の部落解放同盟嵐山支部の会員数は不明であるが、その当時同和地区で生活している人のなかに差別と貧困で苦勞の多い生活を余儀なくさせられた人にとっては、使途を特定しない団体補助金の効果はあったと推測できる。

しかし、同和対策事業特別措置法により、環境改善が完了したと評価される現在、部落解放同盟嵐山支部の会員は 7 世帯であり、そのうえ、代表は嵐山町議員、会計監査は嵐山町職員等の公務員が加わっている支部である。そのような構成の部落解放同盟嵐山支部への使途不明の補助金交付は、歴史的に被差別であったことを逆に特権化することである。結婚差別や就職差別が心理的に残っているのは否定しないが、結婚差別や就職差別などの心理的差別を、補助金交付によって解決することは難しい。戸籍謄本の不正請求を防ぐ本人通知制度の確立、統一応募用紙の採用を求める運動の実績、また心理的差別が歴然とあるのが事実であるとしても、運動体は自立した財政で運動をするべきものであり、補助金の使途を限定せず交付し、収支の公開を求めず、効果を評価しない補助金には、他の事業への予算配分を犠牲にしてまでの重要性・緊急性はない。部落解放同盟の運動が公益に資するとしても従来の形での部落解放同盟嵐山支部への補助金交付は 36 年前とは異なり、現在では公益に反する。

第 5、被告の恣意的な補助金交付の負の効果について

(1) 補助金等適正化委員会事務局の指摘

平成 18 年度から 21 年度の嵐山町補助金等適正化委員会会議録より、行政改革の一貫として団体補助金の見直しを進めるべく、事務局で、事業効果を検証し、補助金交付の効果の検証、評価をしていないことに警鐘を鳴らし、町民を登用して団体補助金の見直しを提案しているが、その見直しは補助金等適正委員会において進まない。

又、補助金等適正化委員会事務局の提案や、団体補助金検討委員会の報告を被告は、非常に厳しいものであると評価していることが議会答弁で明らかになった(甲 198)。

(2) 補助金既得権化が公益に反すること

補助金交付の既得権化を長年放置していると、補助金交付団体の代表に就

任することが特権になる。特に議員が補助金団体の代表に就任していることで、既得権化継続や、その団体への優遇を望むことを議会という公の場、私で質問することができ、私的な関係でも優遇を望むことができる。訴外安藤、訴外松本ともに予算・決算の議決権をもつ補助金交付団体の代表である。又、訴外安藤は、嵐山町監査委員でもある。被告が議員に初当選したとき、訴外安藤、訴外松本も初当選し、七年会という会派をつくった関係（甲 197）があり、被告の町長選挙での応援者でもある。そのため、訴外安藤、訴外松本共に公私において、既得権化の優遇策を求めることができる立場であり、被告においても、選挙の支持を得るために、補助金交付の既得権を持続させていると疑われても仕方がない。又、長年の部落解放同盟埼玉県連合会と行政の関係は、人権政策は『同和団体と軋轢を生じないこと』という側面が強いため、既得権の一端が困難になっている。

その結果、さらに他の団体補助金交付団体との公平性を考慮すると、補助金等適正化委員会の提案や、団体補助金検討委員会の提案を被告が非常に厳しいものと評価せざるをえないという悪循環に陥っている。

嵐山町財政は近隣の市町村と比較すると財政上の困難を抱えており（グラフ 1、訂正）、又、国も危機的な財政であることを周知し、町政は行われなければならない。にもかかわらず、嵐土連・部落解放同盟嵐山支部に既得権化した補助金交付を続けているため、人的にも、経費的にも緊急性・重要性の高いさまざまな事業への予算配分を犠牲にし、時代の求める予算配分を進めることが困難になっている。

以上のような政治的背景は本件補助金行政が被告単独ではいかんともいえない状況になっていることを説明しているのであるが、このような補助金行政は、明らかに「公共性必要性」を欠く法的に違法なものであり、司法によって解決しなければならぬ事態であると強く思慮する次第である。

以 上